

## 第2部 総合的な施策の推進

---

### 第1章 環境に関する条例

#### 1 茨木市環境基本条例

近年、地域の環境、さらには地球環境を健全な状態に保全するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことが重要な課題となっています。「茨木市環境基本条例」は、このような状況を踏まえ、環境の保全及び創造についての基本理念と、本市環境施策の基本的事項などを定めることによって、「人と環境にやさしい都市－茨木」の創造に向け、施策を総合的、計画的に推進するために定めたもので、前文と24条及び附則で構成されています。条文の詳細は、巻末の資料をご覧ください。この基本条例は、平成15（2003）年4月から施行されています。

#### 2 茨木市生活環境の保全に関する条例

本条例は、「茨木市環境基本条例」第12条の規定により、生活環境の保全のため公害等の原因となる行為に関して必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減する事を目的として平成20（2008）年9月に制定、平成21（2009）年4月に施行しました。

本条例は未規制事業所の規制、建設工事施工時の事前説明、土壌・地下水汚染に係る調査への協力、ライフサイエンス系施設の協定締結の手續、愛がん動物等の適正管理、あき地及びため池等の適正管理等について定めています。

### 第2章 環境計画

#### 1 茨木市環境基本計画

「茨木市環境基本条例」第8条の規定に基づき、平成16（2004）年3月に「茨木市環境基本計画」を策定しました。これは、本市の環境政策の目標や施策の中心となるものです。

対象となる地域は本市全域で、計画の期間は平成16（2004）年度から平成27（2015）年度までの12年間としており、本市の新たな施策の立案や実施にあたっては、本計画との整合を図ります。

計画では「人と環境にやさしい都市－茨木」の創造をめざすため

- 1 良好な地域環境の確保
- 2 人と自然との共生
- 3 循環型社会の構築
- 4 地球環境の保全
- 5 市・市民・事業者の協働

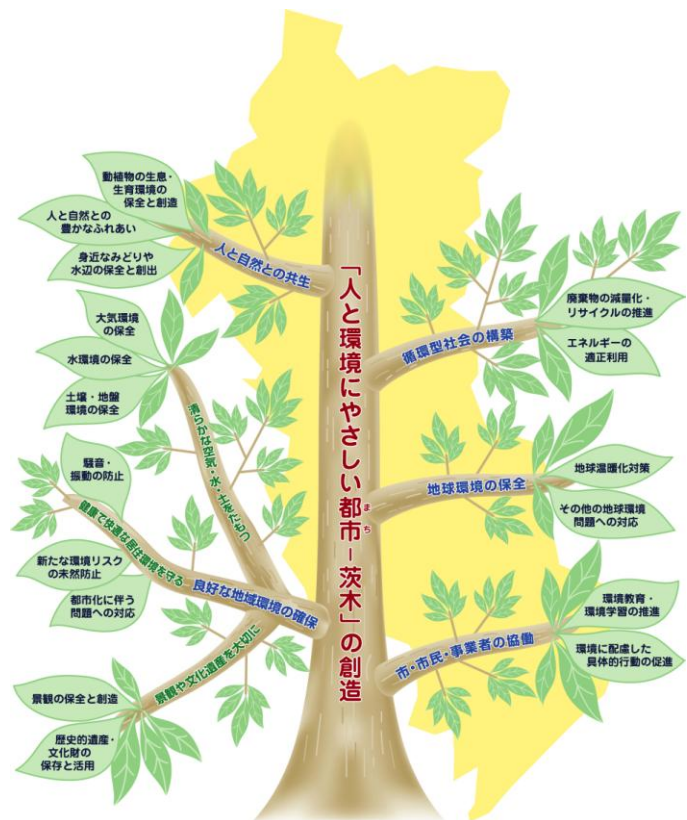
という5つの目標及び取組施策を掲げており、これらの目標を達成するため、市・市民・事業者がそれぞれの環境への関わりと役割や責任を自覚し、協働して積極的な取組を行うことを述べています。

また、前述の5つの目標を実現するため17の施策に展開し、それぞれの施策について方向を定めるとともに、「施策の方向」に基づいて市が取り組まなければならない施策のうち、特に緊急を要し、重点的に取り組むべきものとして、

- 1 循環型都市づくりの推進
- 2 自然環境の保全とふれあいの促進
- 3 地球温暖化対策の推進
- 4 環境に関する教育・学習の推進
- 5 市民・事業者の取組支援

の5つを特に緊急を要する「重点施策」として取り上げ、市民・事業者と連携しながら、関係部局が一体となって総合的・体系的に推進していきます。

## 茨木市環境基本計画の施策体系



## 2 茨木市地域エネルギービジョン

本市では、「茨木市環境基本計画」に基づき、これまで諸施策を推進してきましたが、より化石燃料への依存度を低下させ、低炭素型社会に転換するため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを示した「茨木市地域エネルギービジョン」を平成23(2011)年2月に策定しました。

ビジョンでは、「市民・事業者・市の連携による推進」「低炭素スタイルへの転換」「地域特性を活かした新エネルギーの導入促進」「人と環境にやさしいまちづくりの展開」の4つの基本方針を掲げ、

- 1 新エネルギー導入スタイルの発信
- 2 多様な主体の協働による新エネルギーの導入
- 3 低炭素ライフスタイルの普及
- 4 コミュニティサイクル事業の普及促進
- 5 EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)の普及促進
- 6 マイカー通勤の抑制

の6つを、これから5年間で重点的に推進する重点プロジェクトとしてします。

これら重点プロジェクトによる取り組みを着実に進め、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及促進を図ることを本計画の目標としています。なお計画期間である平成32(2020)年度に向けての目標値は、「茨木市地球温暖化対策実行計画」において設定しています。



茨木市地域エネルギービジョン

### 3 茨木市地球温暖化対策実行計画

平成 20（2008）年 6 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、茨木市にも、地域の自然的、社会的な条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策も含めた実行計画の策定が義務付けられました。

本市では、市民・事業者・市など、市内のあらゆる主体が率先して、地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量削減を総合的かつ計画的に実施するため、平成 24（2012）年 3 月に「茨木市地球温暖化対策実行計画～次代の低炭素社会へあゆむまち 茨木～」を策定しました。

本計画では、温室効果ガスの大部分を占め、かつ市民・事業者・市が一体となって取り組むことができる二酸化炭素削減の数値目標を設定することに加え、長期的な大幅削減に繋がるよう「プロセス目標」を設定します。なお、「プロセス目標」については、各主体の意見を反映させながら、今後、計画推進の中で設定していきます。数値目標等は以下のとおりです。

- 基準年  
平成 2（1990）年度
- 中期目標【平成 32（2020）年度】  
市民 1 人あたり排出量平成 2（1990）年度比 20%削減  
平成 62（2050）年度大幅削減に繋がる取組の萌芽
- 長期目標【平成 62（2050）年度】  
市民 1 人あたり排出量平成 2（1990）年度比 70%削減



茨木市地球温暖化対策実行計画

### 4 エコオフィスプランいばらき（環境保全に向けた率先実行計画）

「茨木市環境基本計画」に基づいて、市自らが環境に配慮した事務事業に取り組み、環境負荷低減に努めるため、「エコオフィスプランいばらき」を策定しました。また、平成 15（2003）年度の見直し時に「茨木市地球温暖化対策推進実行計画」と統合し、対象範囲を本庁舎から本市の機関が行う全ての事務・事業へ拡大し、目標も見直しました。具体的な数値目標等は以下のとおりです。

なお、進捗状況については「第 4 部第 1 章 1 エコオフィスプランいばらき」の項で述べます。

- 実施期間  
平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度  
（基準年度：平成 19（2007）年度）
- 主な取組内容
  - ・省エネルギー
  - ・環境に配慮した事務用品の購入・使用（グリーン購入）
  - ・廃棄物等の排出抑制
  - ・建築物の建築等に関する取り組み
  - ・イベントに関する取り組み
  - ・地球温暖化対策に関する取り組み
- 主な削減目標
  - ・エネルギー使用量（CO<sub>2</sub>換算）：6%の削減
  - ・水道使用量：8%の削減
  - ・用紙類使用量：7%の削減
  - ・普通ごみ排出量：9%の削減
  - ・温室効果ガス排出量：10%の削減

### 第3章 審議会

#### 1 茨木市環境審議会

##### (1) 概要

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。

平成23(2011)年度当初の委員名簿は右表のとおりです。

会議は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成23(2011)年度は会議を2回開催し、市の主要な環境施策について報告しています。審議会の開催状況については下表のとおりです。

##### 環境審議会委員名簿(50音順)

平成23年4月1日現在

氏名	所属等
阿部 信晴	大阪大学准教授
上村 智子	公募市民委員
圓入 克介	元梅花女子大学教授
金子 良信	榊平和堂総務次長
近藤 明	大阪大学准教授
相馬 芳枝	神戸大学特別顧問
瀧端真理子	追手門学院大学准教授
天保 好博	環境教育ボランティア連絡会
西村紀久子	地球温暖化防止活動推進員
林 高	公募市民委員
原田 智代	京都精華大学講師
三輪 信哉	大阪学院大学教授

##### 審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第1回	平成23年10月28日 15:00~16:45	茨木市役所 南館3階 防災会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進について</li> <li>一般廃棄物処理基本計画について</li> <li>その他</li> </ul>
第2回	平成24年2月2日 15:00~17:00	茨木市役所 南館3階 防災会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>いばらきの環境について(平成22年度年次報告書)</li> <li>悪臭に係る規制方法の変更について</li> <li>地球温暖化対策の推進について</li> <li>一般廃棄物処理基本計画について</li> <li>その他</li> </ul>